

佐賀県規則第17号

佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則（昭和60年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第3項の規定による市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該予算総額の2割5分は、各市町の<u>農家数</u>に応じて各市町に配分する。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第3項の規定による市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該予算総額の2割5分は、各市町の<u>農業者の数</u>に応じて各市町に配分する。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。